

大阪府立槻の木高等学校後援会会則

1章 総則

第1条

本会は「大阪府立槻の木高等学校後援会」と称し、事務所を大阪府立槻の木高等学校（高槻市城内町2番13号）に置く。

第2条

本会は会員相互の親睦を図り、大阪府立槻の木高等学校（以下「母校」という）が実施する教育活動、部活動及び国際交流活動の支援を行い、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条

本会は前条の目的のため、次のことを行う。

1. 総会及び役員会の開催
2. 会員名簿の作成及び管理
3. 会員相互の親睦を図る事業の企画及び開催
4. 母校の教育活動への支援
5. 母校の部活動への支援
6. 母校が実施する国際交流活動への支援
7. その他目的達成に必要な事項

第2章 会員

第4条

本会は次の会員で構成する。

1. 正会員—大阪府立槻の木高等学校卒業生の保護者及び旧教職員、大阪府立島上高等学校卒業生の保護者及び旧教職員、大阪府立高槻南高等学校卒業生の保護者及び旧教職員の各うち、正会員になる意思があり会費を納めた者
2. 準会員—大阪府立槻の木高等学校卒業生の保護者及び旧教職員、大阪府立島上高等学校卒業生の保護者及び旧教職員、大阪府立高槻南高等学校卒業生の保護者及び旧教職員の各うち正会員以外の者

第5条

正会員になるには、別に定める入会申込書と入会金を役員会に提出し、これが受理されなければならない。

第3章 役員・幹事

第6条

本会に、正会員の中から次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名

3. 書記 1名
4. 会計 1名
5. 理事 5名

第7条

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
3. 書記は本会の庶務を掌り、会議を記録する。
4. 会計は本会の会計事務を掌る。
5. 理事は本会の運営にあたる。

第8条

会長、副会長、書記、会計、理事は、総会で選任する。なお、止むを得ない理由で役員が欠員となった場合は、役員会が欠員となった役員の選任を行う。この場合の任期は欠員となった役員の残任期間とする。

第9条

会長、副会長、書記、会計、理事の任期は2年とする。ただし、新たに選任された役員が就任するまでは役員としての地位を有する。また、再任を妨げない。

第4章 会議

第10条

総会は、本会の最高議決機関として案件の審議にあたる。

1. すべての正会員で構成する。
2. 総会は毎年1回、5月に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。
3. 総会では、会則の変更、役員の選任、事業報告、決算報告、事業計画、予算、会計監査人の選任、外部監査人の選任、その他必要事項を審議、議決する。
4. 議決は会議出席正会員の過半数をもって決定する。 (委任状を含む)

第11条

役員会は、本会の執行機関として会務の実行にあたる。

1. 会長、副会長、書記、会計、理事で構成する。
2. 本会の運営上、必要に応じて隨時にこれを開く。

第12条

本会則に定める会議は、すべて会長が招集する。

第5章 会計

第13条

本会の経費は入会費、年会費、寄付金及びその他の収入を以てこれに充てる。

第14条

正会員は、入会時に入会費2,000円、次年度から総会開催月に年会費2,000円を納めなければいけない。

第15条

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条

事業報告書、決算報告書、事業計画書案、予算書案は、年度ごとに本会役員会が作成し、総会で承認を受ける。

第17条

正会員の中から、会計監査人2名をおく。会計監査人は、総会で選任する。なお、止むを得ない理由で会計監査人が欠員となった場合は、役員会が欠員となった会計監査人の選任を行う。この場合の任期は欠員となった会計監査人の残任期間とする。

第18条

会計監査人の任期は2年とする。ただし、新たに選任された会計監査人が就任するまでは会計監査人の地位を有する。また、再任を妨げない。

第19条

会計監査人は、毎年度半期毎に監査を実施する。

第20条

正会員以外で会計事務及び団体運営に精通した外部監査人1名をおく。外部監査人は総会で選任する。なお、止むを得ない理由で外部監査人が欠員となった場合は、役員会が欠員となった外部監査人の選任を行う。この場合の任期は欠員となった外部監査人の残任期間とする。

第21条

外部監査人の任期は2年とする。ただし、新たに選任された外部監査人が就任するまでは外部監査人としての地位を有する。また、再任を妨げない。

第22条

外部監査人は、毎年度半期毎に監査を実施するとともに、適宜、会議等に出席し会務に関する助言を行う。

第6章 財産

第23条

保有する現金は、普通預金又は定期預金で管理する。

第24条

母校への支援のために物品等の寄付を行う場合は、総会の承認を受ける。

第25条

本会則の変更は総会の議決を経なければならない。

第26条

本会則の施行に必要な細則等は別にこれを定める。なお、細則等の制定及び変更は、総会の議決を経なければならない。

【付則】

1. 大阪府立櫻の木高等学校後援会規約は、平成18年2月1日より施行。
2. 大阪府立櫻の木高等学校後援会規約は、平成30年2月28日廃止。
3. 本会則は平成30年3月1日より施行する。